

旧	新																																																																						
(観覧料及び使用料) 第5条 展示室に展示する美術作品又は美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。 2 駐車場を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。 3 観覧料及び使用料の額は、別表のとおりとする。 <u>4 前項</u> の規定にかかわらず、市制施行記念日(その日が日曜日以外の日に当たるときは、その日に最も近い日曜日)又は国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に美術作品等を観覧する場合は、観覧料を無料とする。 <u>5</u> 観覧料は、市長が特別の理由があると認めるものほか、前納しなければならない。 <u>6</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。	(観覧料及び使用料) 第5条 展示室に展示する美術作品又は美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。 2 駐車場を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。 3 観覧料及び使用料の額は、別表のとおりとする。 <u>4 企画展の観覧料を納付した者は、常設展を観覧することができるものとする。</u> <u>5 第3項</u> の規定にかかわらず、市制施行記念日(その日が日曜日以外の日に当たるときは、その日に最も近い日曜日)又は国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に美術作品等を観覧する場合は、 <u>常設展の</u> 観覧料を無料とする。 <u>6</u> 観覧料は、市長が特別の理由があると認めるものほか、前納しなければならない。 <u>7</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。																																																																						
別表(第5条第3項関係)	別表(第5条第3項関係)																																																																						
1 観覧料	1 観覧料																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>個人</th> <th>20人以上の団体</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展</td> <td>15歳以下の者(高校生を除く。)</td> <td>1人1日に つき</td> <td>円 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生、大学生及び65歳以上 の者</td> <td></td> <td><u>280</u></td> <td><u>220</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td><u>380</u></td> <td><u>300</u></td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td>15歳以下の者(高校生を除く。)</td> <td>1人1日に つき</td> <td>円 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の者</td> <td></td> <td>その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分			観覧料			個人	20人以上の団体			常設展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0			高校生、大学生及び65歳以上 の者		<u>280</u>	<u>220</u>		一般		<u>380</u>	<u>300</u>	企画展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0			上記以外の者		その都度市長が定める額		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>個人</th> <th>20人以上の団体</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展</td> <td>15歳以下の者(高校生を除く。)</td> <td>1人1日に つき</td> <td>円 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生、大学生及び65歳以上 の者</td> <td></td> <td><u>350</u></td> <td><u>280</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td><u>450</u></td> <td><u>360</u></td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td>15歳以下の者(高校生を除く。)</td> <td>1人1日に つき</td> <td>円 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の者</td> <td></td> <td>その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分			観覧料			個人	20人以上の団体			常設展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0			高校生、大学生及び65歳以上 の者		<u>350</u>	<u>280</u>		一般		<u>450</u>	<u>360</u>	企画展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0			上記以外の者		その都度市長が定める額	
区分			観覧料																																																																				
	個人	20人以上の団体																																																																					
常設展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0																																																																				
	高校生、大学生及び65歳以上 の者		<u>280</u>	<u>220</u>																																																																			
	一般		<u>380</u>	<u>300</u>																																																																			
企画展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0																																																																				
	上記以外の者		その都度市長が定める額																																																																				
区分			観覧料																																																																				
	個人	20人以上の団体																																																																					
常設展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0																																																																				
	高校生、大学生及び65歳以上 の者		<u>350</u>	<u>280</u>																																																																			
	一般		<u>450</u>	<u>360</u>																																																																			
企画展	15歳以下の者(高校生を除く。)	1人1日に つき	円 0																																																																				
	上記以外の者		その都度市長が定める額																																																																				
備考	備考																																																																						
<u>1 企画展の観覧料には、常設展の観覧料を含むものとする。</u> <u>2</u> 次に掲げる者の観覧料は、無料とする。 (1) 規則で定める障害者及びその者を介助する者(障害者1人につき1人を限度とする。) (2) 本市の区域内に住所を有する高校生 (3) 本市の区域内に存する高校に在学する者	次に掲げる者の観覧料は、無料とする。 (1) 規則で定める障害者及びその者を介助する者(障害者1人につき1人を限度とする。) (2) 本市の区域内に住所を有する高校生 (3) 本市の区域内に存する高校に在学する者																																																																						